

# ふくしま県産品 EC 送料支援事業 2次募集要項

令和2年8月12日  
福島県県産品振興戦略課

## 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している県内事業者のインターネット通信販売の送料支援等を行うことにより、県産品の需要及び事業者の収益回復を図る。

## 2 事業概要

### (1) 支援内容

ア 支援対象事業者がインターネットを通じて販売する県産品の送料を支援します。  
(企業及び団体等が小売りのために生産者から仕入れる送料は対象外。)

	Aコース	Bコース
支援上限額	50万円又は30万円	30万円
支援送料	オンラインストアを経由して注文のあった送料。(電話、FAX、メール等による注文を除く)	Webサイトを通じて注文のあった送料。 (オンラインストア機能がなく、当該サイトを閲覧しての電話、FAX、メールによる注文が対象)
送料に含まれるもの	配送業者に支払う送料の実費額(代引手数料、梱包代などを除く)	

※Aコース、Bコースは、応募条件が異なりますのでご注意ください。

※Aコースの上限額は、販売実績を勘案し、県が決定します。

※応募状況によっては、減額採択となる場合があります。

イ 支援対象のインターネット通販サイトを集約したLP(ランディングページ)を作成し、WEB広告を行うことで、消費者を通販サイトへ誘導します。

※LP構築のため、写真等のデータやその他必要な情報の提供をお願いいたします。

### (2) 支援対象期間

事業者採択決定日～令和3年1月末日又は各事業者の支援上限額に達するまで。

### (3) 支援対象事業者

県内に主たる事業所を有する者(※1次募集採択者を除く)

#### (4) 支援対象品目

- ① 生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品
- ② 主な原材料が福島県産であって、県外の事業者などにより製造された場合は、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品。(食品・非食品のいずれも対象とし、冷蔵・冷凍も可とする。)

#### (5) 支援対象インターネット通販サイト

事業者が自社で運営し、物販を行っている Web サイト

(楽天・Yahoo!・Amazon のオンラインモールの食品をメインとする店舗及び国・地方自治体が行う割引キャンペーン等の支援を受けているもの、既に全商品を送料込み(送料無料で販売しているものを除く)

#### (6) 精 算

##### ア 精算方法

県の委託事業者に証拠書類を添えて実績報告書等を提出してください。実績確認後、口座振込にてお支払いします。

※証拠書類の想定

- ① 発送一覧(発送日、都道府県名、商品名、送料等記載)
- ② 配送事業者の請求書の写し等の証拠書類

##### イ 振込時期

12月、3月の2回の振込を予定しております。

### 3 募集について

#### (1) 応募期間

**8月24日(月)～9月4日(金) 12:00まで**

#### (2) 応募要件

ア 2事業概要の(3)～(5)を満たすこと。

イ 当該事業に消費者を誘導するためのLP作成に必要な情報を提供すること。

ウ 採択決定後、次の対応をすること。

① 自社インターネット通販サイトに県が提供するバナーを掲載すること。インターネット通販サイトのシステム等の問題で、バナー掲載ができない場合には、送料無料実施中である旨の文言を掲載すること。

② 積極的な広報を行う等、自社インターネット通販サイトにおける販促活動に取り組むこと。

エ 次のAコース又はBコースの条件を満たす Web サイトであること。

A コース	B コース
以下のいずれかの条件を満たす Web サイト	以下の条件を満たす Web サイト
① カート機能を有し、オンライン決済ができる。 ② カート機能を有し、代引き・振込等による決済ができる。 ③ カート機能は有しないが、注文フォームにより Web サイト上で注文でき、代引き、振込等で決済ができる。	Web サイトにカート機能及び注文フォームを有しないが、商品・販売価格、送料に関する記載があり、注文方法の案内があるもの。(オンラインストア機能がなく、当該サイトを閲覧して FAX、電話、メールにより注文されるもの)

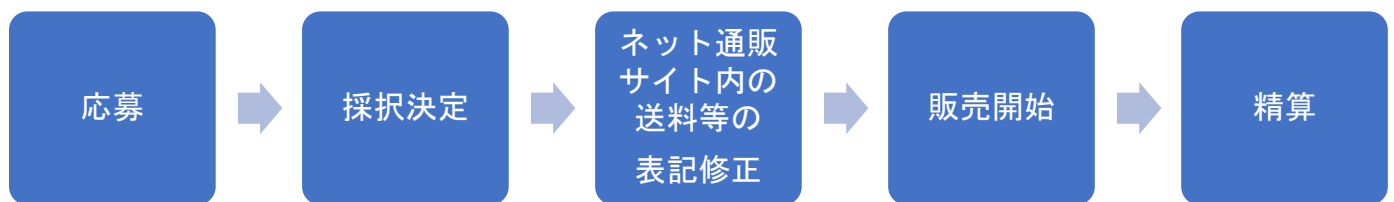
※A コースの条件を有する Web サイトは B コースに申請できません。

### (3) 応募方法

県産品振興戦略課ホームページより、オンライン申請してください。

※要件チェック表をご確認のうえ、お申込みください。

## 4 採択後の流れ



- ① 県からの採択決定通知をメール及び文書にてお送りします。
- ② 自社インターネット通販サイトの送料等の表記を修正し、送料無料での販売を開始してください。
- ③ 毎月、実績報告を提出してください。
- ④ 12月、3月に精算を予定しております。
- ⑤ その後、上限額に達するまで販売を継続してください。
- ⑥ 令和3年3月に最終の精算をいたします。

※採択された事業者の方に改めて、詳細なご案内をお送りいたします。

## 5 その他

- (1) 消費者との取引及びインターネット通販サイト上で生じたトラブルについて、福島県はその責を負いません。
- (2) ご不明点については、Q&Aを確認後、お問い合わせください。

○問い合わせ先  
 福島県県産品振興戦略課  
 TEL: 024-521-7326  
 Mail: [trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp](mailto:trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp)